

博物館資料をデジタル化して展示する博物館の取扱いについて (案)

■論点：資料のデジタル・アーカイブ化を進めた博物館が、デジタル化した資料によって展示を（インターネット上で）行うこととする場合、これを登録の対象とすることは認められるか。認められることとする場合、その条件としては何が考えられるか。

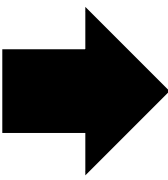
(1) 資料をデジタル化して展示する博物館の取扱いについて

(我が国の博物館の課題)

- ・ 特に小規模な自治体において、財政上の理由から、既存の博物館施設の老朽化対応や博物館を支える人員の配置、展示施設の確保等が困難となる事態が散見されている。
- ・ このような場合において、博物館を廃止するなどの判断がされた場合には、利用者は資料にアクセスすることができなくなり、資料の保管や整理、学芸員の雇用にも悪影響が生じることが懸念される。優れた文化資源を有していても、博物館を置かなければ、その価値に人々が触れる機会が失われる場合がある。
- ・ 一方で、展示施設における物理的な展示が困難な状況については、今次の新型コロナウイルス感染症の影響から全国の博物館で経験されたところであるが、この際、オンラインによる資料の情報発信や、インターネット上での展示の有効性が確認された。

(デジタル化した資料の展示による博物館機能の確保)

- ・ コロナ禍の経験や今次の ICT 技術の発展・普及を背景として、物理的な展示施設の整備が困難な場合でも、資料の展示をインターネット上で行い、それ以外の博物館としての活動は、展示施設を持つ博物館同様、積極的に実施するケースが想定される。
- ・ しかし、こうした活動を行う場合であっても、制度上の担保がなければ、やがて活動が廃れてしまい、資料の死蔵・散逸や学芸員の役割の喪失が懸念される。



一定の条件を満たす場合には、物理的に展示施設を持たない博物館であっても、登録博物館の枠組みに入れ込むことによって、学芸員をはじめとする職員の配置が確保され、博物館の廃止やそれに伴う資料の散逸危機を防止し、博物館としての信頼の高まりに応じた展望を期待することができるのではないか。

(2) 資料をデジタル化して展示する博物館を登録する場合の条件は何か

(活動内容や資料の取扱いに関する事項)

- ・ 所蔵する博物館資料がデジタル・アーカイブ化された上で、その画像データや解説について、インターネット上に教育的配慮をもって「展示」されており、学芸員が資料の内容等に関する問い合わせに対応する体制も確保されていること。

- ・ 博物館資料の収集・保管や調査研究、利用者への解説等の活動が十分に行われていること（通常の博物館に関する登録基準の考え方と同様）。特に、学校や社会教育施設と連携した教育普及活動、学芸員による調査研究活動が行われていることや、物理的な展示施設がないとしても、実物資料を安定的に収蔵する施設が確保されていること。
- ・ 問合せに応じて、又は収蔵庫の公開日を設定するなど、定期的に、一般公衆が実物の資料に触れる機会が確保されていること。

（具体例：イメージ）

- ・ 千葉県大網白里市が設置・運営する「大網白里市デジタル博物館」の例（別紙参照）

（公開日数に関すること）

- ・ 法定されている「一年を通じて百五十日以上開館すること」の要件については、インターネット上の展示のみをもって「開館」していることと解することは困難であり、物理的に「開館」しているのと同程度の活動が行われていることが必要である。
- ・ 例えば、以下のような日をもって、「開館日」とすることが考えられる。
 - ① 学芸員による資料の解説等について、利用者からの問い合わせに対して同時双方向でのやりとりができるか、又は即応できる状態にある日
 - ② 収蔵庫を開放して学芸員が博物館資料を解説する機会を設ける日や、利用者の求めに応じて実物資料の閲覧をさせる日
 - ③ 地域の社会教育施設等において利用者への学習機会の提供がなされている日
 - ④ デジタル・アーカイブ化した資料に関する講演会、講習会、研究会等が開催されている日

※ 上記のような「開館」の考え方は、たとえば、豪雪地帯にあり季節によっては物理的な開館が難しい博物館等についても同様に考えることが可能である。

（例）飛騨みやがわ考古民俗館

（留意事項）

- ・ この登録の考え方が、博物館の物理的な閉鎖を促すものと受け止められたり、登録の基準を実質的に緩和するものと受け止められることのないように留意する必要がある。
- ・ このため、実物資料に触れる機会を確保すること等の観点において、物理的な展示以外の手段をもって、博物館としての機能を果たすことが求められる。
- ・ これからの博物館の理想的な姿は、オンサイト・オンラインの双方から効果的な活動を行い、もって国民の教育・学術・文化の発展に寄与することにある。
これを踏まえれば、例えば、公立博物館等がデジタル・アーカイブ化された博物館資料による魅力的な展示を続けることにより、住民をはじめとする利用者の博物館や展示資料への関心が高まり、物理的な展示を求める声が高まっていくことも期待される。

大網白里市デジタル博物館

大網白里市は、博物館や資料館、美術館などの物質的な施設を有していないが、いつでも・どこでも・無料で文化資源に親しむことのできる施策としてインターネット上での展示を企画。コンセプトを「館を持たない自治体が提案する本格的デジタル博物館」として、大網白里市に関する文化資源を順次公開。

①管理・運営体制

教育委員会生涯学習課生涯学習班 2名（うち1名は埋蔵文化財専門職員、学芸員有資格者）により運営されているが、業務状況に応じて、同課内の別の職員も博物館運営に関する事務を支援する。資料のデジタル展示システムについては、民間事業者に委託して構築している。

②資料の収集・保管

大網白里市に関する歴史・民俗資料、美術品などの記録写真やそれらの情報、大網白里市及び大網白里市教育委員会の過去の刊行物をデジタル・データ化して博物館資料としている。デジタル・アーカイブ化の元となった実物資料は、市の旧埋蔵文化財センター等に保管され、定期的に学芸員資格を有する職員が確認するなどの管理が行われている。

実物資料のデジタル・アーカイブ化は随時進行しており、準備が整ったものから展示が始められる。（現在、デジタル展示されている資料は、実物の所蔵品の1割に満たない程度）

③資料の展示、普及活動

博物館において収集・保管している上記②の資料の他に、市が所有していないものについても、所有者の許可を得て展示している。単にデジタル化した資料を閲覧できる状態にしてあるのではなく、企画の意図を持った職員のキュレーションの下、各資料を一連のものとなるように配置し、教育的配慮の下で展示を行っている。展示に関する問い合わせについては、学芸員資格を有する職員がメール・電話等を通じて応答する体制となっている。

また、学校教育での活用として、小学校6年生の授業におけるデジタル資料・実物資料を活用した出前授業を行っている。教員向け研修会も実施しているほか、地区や自治会単位での集まりにおいても研修会を実施するなど、学校教育、社会教育の両面に寄与している。

地域の民間企業の企画に対しても、資料（データ）の貸し出しや情報提供等を通じて連携を行っている。その他、他館と連携した「おうちミュージアム（※）」活動にも参加。

※おうちミュージアム：新型コロナウイルス感染拡大に伴い臨時休館を余儀なくされた博物館に対し、北海道博物館の声掛けで始まった“おうちで楽しく学べる”アイデアをオンラインでお届けする取り組み。全国200館以上が参加。

④調査研究

学芸員資格を有する職員による資料の調査研究の成果は、市の広報紙・HP等を通じて広く発信される。

⑤公開開始日

平成30年2月1日



大網白里市デジタル博物館 TOPページ



「收藏品
石井雙石
（書画）」